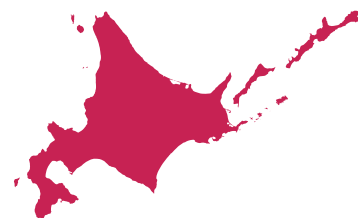


社会保険

# ほっかいど



2021  
No.470

3

March

4

April

## INFORMATION

### 日本年金機構からのお知らせ P2

- 従業員の採用時、退職時のお手続き
- 年金手続きにおける押印省略の取扱い
- 電子申請が便利です！！

### 協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 令和3年度協会けんぽの健診のご案内
- 令和3年度の北海道支部保険料率について
- 健康保険証の回収にご協力をお願いします

### 労働基準法の基礎知識 P6

- 賃金債権の消滅時効は、2年から5年へ（当分の間は3年）ほか

### 社会保険支部だより P7

### 100年時代に備える マネープラン P8

- 結婚を機に契約した保険ほか



北海道150年の歴史～トラピスチヌ修道院

# 従業員の採用時、退職時のお手続き

～ 「被保険者資格取得・被保険者資格喪失届」の正しい届出をお願いいたします ～

従業員の採用時、退職時には以下のお手続きが必要です。

## ～ 従業員を採用したとき ～

事業所が従業員を採用した場合、事業主が「被保険者資格取得届」(以下「取得届」という。)を事実発生から5日以内に提出します。

また、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という。)の被保険者となる者に被扶養者がいる場合、併せて「被扶養者(異動)届」を提出します。

## ～ 従業員が退職したとき ～

従業員が退職した場合、事業主が「被保険者資格喪失届」(以下「喪失届」という。)を事実発生から5日以内に提出します。

提出の際、協会けんぽの被保険者は、「健康保険被保険者証」(本人分及び被扶養者分)を添付してください。

## ～ 60歳以上の従業員を退職後継続して再雇用したとき ～

**60歳以上の方が、退職後1日の間もなく**再雇用された場合、「喪失届」と同時に同日付の「取得届」の提出と、以下の添付書類①と②両方、又は③が必要となります。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限り)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限り)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書

※電子申請により提出される場合、上記①、②の添付書類は、画像ファイル(JPEG形式・PDF形式)による添付データとして提出することができます。

### <提出について>

提出先	北海道事務センター(または事業所の所在地を管轄する年金事務所)
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参 ※届出用紙によるほか、電子媒体(CDまたはDVD)による提出も可能です。

### ⚠ もう一度ご確認を!!

以下の誤りが多くなっています。提出の際はご注意願います。

- 被保険者資格取得届
  - ・事業所整理記号、事業所番号を記入していますか?  
記入漏れの場合は返戻となるため、ご注意ください。
- 被保険者資格喪失届
  - ・資格喪失日は退職日の翌日となっていますか?  
例：令和3年3月31日退職の場合は、翌日の令和3年4月1日が資格喪失日となります。
- 退職後継続再雇用した場合
  - ・取得届の⑩備考欄「4.退職後の継続再雇用者の取得」、喪失届の⑦備考欄「2.退職後の継続再雇用者の喪失」の両方に○を付けていますか?
  - ・退職日、再雇用された日の両方が確認できる書類を添付していますか?  
片方しか確認できないケースが多いのでご注意ください。



# 年金手続きにおける押印省略の取扱い

～ 届出に押印が必要なくなります ～

令和2年12月25日より、政府において対応が進められている押印廃止の方針を受けて、当機構が取り扱う各種届出の様式についても、**原則として**押印廃止を行うこととなりました。（※金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要なもの等については、引き続き押印が必要となります。）

なお、令和2年12月25日以降も、押印欄のある旧様式は使用いただけます。また、旧様式により提出される場合も、押印は必要ありません。

## ※ 引き続き押印が必要な届書

- ・健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）
- ・健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）
- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・国民年金保険料口座振替辞退申出書
- ・委任状（年金分割の合意書請求用）
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

# 電子申請が便利です！！

～ 是非、利用をご検討ください ～

電子申請により、書面やCD・DVDで行っている申請・届出をインターネットで行うことが可能です。

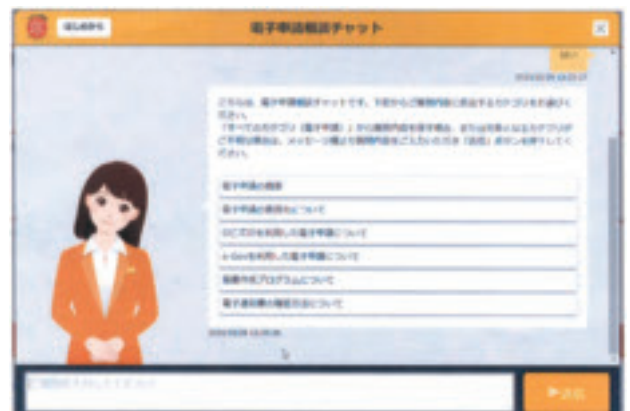
以下のようなメリットがありますので、是非、利用をご検討ください。

- 申請結果（決定通知書）について、紙での申請と比べ短時間で受け取ることができます。
- 被保険者証（保険証）が早く届きます。
- 令和2年11月24日より、e-Govでの申請にGビジネスIDを利用することができるようになりました。（手数料がかかりません）

## ◆ 電子申請の利用方法が分からない場合は・・・

日本年金機構ホームページに利用手順と説明動画を掲載しています。是非ご覧ください。

また、電子申請に関する質問に自動応答するチャットボットを導入しました。



年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

## 令和3年度協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽでは、年度内（令和3年4月1日～令和4年3月31日）にお一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。

### ▶ 生活習慣病予防健診 ～ 被保険者（ご本人）さまの健診 ～

健診内容	対象年齢	自己負担上限額
<b>一般健診</b> ● 診察等 ● 問診 ● 身体計測 ● 血圧測定 ● 尿検査 ● 便潜血反応検査 ● 血液検査 ● 心電図検査 ● 胸部レントゲン検査 ● 胃部レントゲン検査 ● 眼底検査（医師の判断により実施）	<b>35～74歳</b> （75歳誕生日の前日まで）の方	<b>7,169円</b> （眼底検査：+79円）

その他、一般健診に追加して受けることができる健診（付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査）もご用意しております。

受診には年齢などの条件がございますので、詳細は令和3年3月中旬頃に事業所さま宛にお送りいたしますパンフレットをご確認ください。

※20歳から38歳の偶数年齢の女性の方は、子宮頸がん検診のみ（単独）を受診することができます。

がん検診もセットになっている生活習慣病予防健診がおススメです！！

※赤字の検査項目ががん検診になります。



### ▶ 特定健診 ～ 被扶養者（ご家族）さまの健診 ～

健診内容	対象年齢	自己負担上限額
<b>基本的な健診</b> ● 診察（視診、触診、聴打診 など） ● 血圧測定 ● 問診 ● 身体計測（身長、体重、腹囲） ● 尿検査 ● 血中脂質検査 ● 肝機能検査 ● 血糖検査	<b>40～74歳</b> （75歳誕生日の前日まで）の方	<b>680円</b> （北海道内の健診実施機関における上限額） ※健診実施機関により自己負担額が異なりますので、最新の情報はホームページをご確認ください。

令和3年度の特定健診のパンフレットと受診券は、令和3年4月上旬頃に被保険者（ご本人）さまのご住所へ送付いたします。

#### 健康診断の注目ポイント！ （令和3年3月以降）

◆健診（生活習慣病予防健診、特定健診）を受診すると、マイナポータルでご自身の健診結果の確認ができます。

◆また、患者本人が同意すれば医師と健診の情報共有ができ、健診結果を踏まえた診療を受けることができます。

※上記のサービスを受けるには、事前にマイナポータルでお手続きが必要です。



健康診断はご自身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うために重要な役割を担っています。年に一度は健康診断を受けましょう。

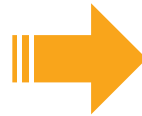
## 令和3年度の北海道支部保険料率について

令和3年度の健康保険・介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。（保険料額表はホームページをご覧ください。）

### 令和3年3月分（4月納付分）から変更

#### ①40歳以上65歳未満の被保険者（ご本人）さま

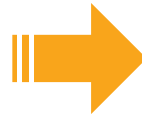
令和2年度	
12.20%	
健康保険料率 10.41%	介護保険料率 1.79%



令和3年度	
12.25%	
健康保険料率 10.45% (+0.04%) ↑	介護保険料率 1.80% (+0.01%) ↑

#### ②上記①以外の被保険者（ご本人）さま

令和2年度	
10.41%	
健康保険料率 10.41%	介護保険料率 —



令和3年度	
10.45%	
健康保険料率 10.45% (+0.04%) ↑	介護保険料率 —

※任意継続被保険者の方は4月分（4月12日納付期限分）から変更となります

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・特定保健指導（健康サポート）を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康事業所宣言）、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を実践いただくことで、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 健康保険証の回収にご協力をお願いします

年度末は退職や就職に伴う健康保険の届出が多くなる時期です。

従業員のみなさまやご家族のみなさまが健康保険の資格を失った際は、**保険証の迅速・確実な回収**をお願いいたします。

#### ◎保険証が使えるのは……

- ・被保険者（ご本人）さまが退職される場合 → **退職日まで！**
- ・被扶養者（ご家族）さまが就職される場合 → **就職した日の前日まで！**



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



北海道支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



## 労働基準法の基礎知識

今回は労働基準法の「労働時間」の改正点を中心に解説しました。労働時間は賃金計算上非常に重要な要素です。そして、賃金とは、雇用契約上労働者が労務提供の対価として使用者に対して保有する債権です。この賃金債権に関する重要な改正が昨年行われたことはご存知でしょうか？2017年民法の債権の消滅時効の規定が大幅に変わり、これを受け賃金債権の消滅時効に関する改正労働基準法が2020年3月27日衆議院で可決・成立、同年4月1日に施行しました。施行から既に1年が経とうとする中、復習の意味を含めて賃金債権の消滅時効の改正ポイントを解説いたします。

### 特定社会保険労務士 背戸美樹 (せと みき)

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff社会保険労務士事務所開業。

法人向けコンサルティング業務に20年以上従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援。

厚生労働省委託事業での活動を含めて年間約200社の労務管理体制整備への助言を行っている。バックオフィス業務を視覚化し、ICTの積極活用による業務効率改善を通じて、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動中。



### 賃金債権の消滅時効は、2年から5年へ（当分の間は3年）

賃金債権の請求権（改正労基法115条）の消滅時効は、2年から5年間へ延長されました。ただし、大量かつ定期的に発生する債権であることや適正化へ道半ばの労働時間管理の実態等踏まえ、企業に与える影響を考慮し、当分の間は3年という猶予措置が取られました。

#### \*対象となる請求権は？

以下の規定が改正の対象の賃金とされます。

金品の返還（同法23条。賃金の請求に限る。）賃金の支払（同法24条）、非常時払（同法25条）

休業手当（同法26条）出来高払制の保障給（同法27条）

時間外・休日労働等に対する割増賃金（同法37条1項）年次有給休暇中の賃金（同法39条9項）

未成年者の賃金請求権（同法59条）

#### \*いつの賃金から時効3年が適用される？

改正労基法の施行日2020年4月1日以降に支払期日が到来するものから適用されます。

#### \*賃金債権請求権以外の請求権の扱いは？

年次有給休暇（同法39条）や災害補償（同法75、76、77、79、80、82条）の請求権の時効は、引き続き2年です。

### 消滅時効延長に対応するための労務管理のポイント！

賃金債権請求権が3年に伸びたということは、労働基準監督署の是正勧告を受け裁判で争うことになれば付加金（同法114条）も考慮すると、最大で6年分の未払賃金の支払いが生じる可能性があるということです。また、不適切な退職勧奨や解雇を疑われれば、退職後に最大で3年分の賃金を請求されることもあり得るということです。いずれにせよ企業経営に与えるインパクトは多大なものとなります。未払賃金の発生をできるかぎり防ぐためには、適切な労務管理がなにより重要です。次の項目について早期に検証し、必要があれば改善策の検討をはじめましょう。

#### ポイント1 賃金計算フロー、固定残業代の運用ルール、管理監督者の判定要素などをチェックしましょう。

未払賃金が問われる最も多い要因の一つに、労務管理上の誤った解釈や判断が挙げられます。年俸制や固定残業代の運用は適切か、変形労働時間制の運用・管理は適切か、管理監督者としての実態があるかなど早急に検証し、必要があれば改善策を講じましょう。

#### ポイント2 労働時間の管理において疑義が生じないよう客観性を重視した方法の採用を検討しましょう。

タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録する環境を整えましょう。

#### ポイント3 適切な労務管理を証明する法定三帳簿などの書類の保存を適切に行いましょう。

賃金台帳、出勤簿、労働者名簿のいわゆる法定三帳簿をはじめとして雇入れその他労働に関する重要な労務関係の書類の保存の期間（同法109条）も5年に延長されました。ただし、当分の間は3年の猶予措置が取られています。

労働者を雇用する場合、法定三帳簿に法の求める項目を記載し保存する義務が事業主にはあります。賃金台帳には金額のみならず労働日数、労働時間数、時間外・深夜・休日労働時間数など賃金計算の基礎となる情報が盛り込まれていなければなりません（同法108条）。出勤簿等や労働者名簿についても法定の記載事項があります。現在のコロナ禍のような非常時においては、国の支援を活用する必要があるかもしれません。これら法定三帳簿が適切に調製されていれば、スムーズに申請することができます。

非常時も想定し保存年限が長くなることを前提に文書管理規定の見直しを行い、労務関係の書類が整然と保存されるルールを作りましょう。また、紙で保存するための場所の確保など新たな負担を軽減するため、デジタルで保存する方法も検討しましょう。

## 100年時代に備える

## マネープラン

## 「無料相談」で保険契約

保険の加入や見直しを考えるとときに、どんな保険にどのくらい入ればいいのか、入っている保険が自分に合った内容なのか、などの疑問がたくさんあることでしょう。そんなとき利用されているのが、プロに無料で相談できるという「保険ショップ」。そこの提案をすっかり鵜呑みにしてしまい適切とは思えない内容で契約するケースも見受けられます。

ファイナンシャルプランナー  
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き生き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

## 結婚を機に契約した保険

ともに30歳のA太さんとM美さんは半年前、「結婚を機にどんな保険に入ったらいいか」を聞きに保険ショップに行ってみました。そこで、「大きな死亡保険は子どもができてから」「医療保障は終身でしっかり備えた方が安心」「老後資金作りも早くから始めた方がいい」などと熱心に勧められ、資産形成を目的とした

「外貨建終身保険」と「変額保険」、傷病の備えとして「医療保険」と「がん保険」の契約をしました。月の保険料は約36,310円。保険ショップで説明を聞いたときは納得していたのですが、だんだん保険料の負担が重くなってきたため、見直しを考え始めていました。

## 外貨建や変額保険は投資

外貨建保険は、支払う保険料、受け取る保険金や解約返戻金などが米ドルやユーロといった外貨になっている保険商品です。長引く超低金利の中、保険ショップをはじめ銀行などでも積極的に販売されています。

A太さんが加入した「米ドル建終身保険」は、60歳から一生涯10万ドル（1ドル100円だと1000万円）の死亡保障がありますが、途中で現金化したときの円での受け取り額も為替の動きに左右されるため、実際にいくら受け取れるかは定かではありません。

30年満期の「変額保険」の方は、株式や債券で運用

する投資信託に死亡保障を組み合わせた商品です。満期保険金や解約返戻金については運用実績が良ければ増えますが、逆に悪ければ元本割れしてしまいます。

いずれの保険も投資型のため、確実性のない商品です。また、外貨建や変額保険の場合、保険関係費や為替手数料など各種の費用負担も少なくありません。株式や債券などの投資で資産形成を目指すなら、保険商品ではなく、手数料負担が軽く非課税で運用できる「つみたてNISA」などを検討するといいいでしょう。

## どのように見直すか

A太さん夫婦の場合、医療保険とがん保険を60歳まで続けると400万円以上のお金を掛け捨てることとなります。そこで、A太さんは組合員である労働組合の医療共済、M美さんはシンプルな医療保険に切り替えることで保険料を抑えることにしました。

A太さんの外貨建終身保険と変額保険には死亡保障が付いているため、保険料全額が積み立てに回らず、

損得の分かりにくい金融商品です。契約から半年なので、早めに整理して、確実性のある金融商品で資産作りをした方がいいでしょう。

保険はいったん入ると安心を得られますが、保障を減らしたり解約となると、「何かあったらどうしよう」と不安になってしまいます。とはいえ、生活が苦しくなるほどの保険料負担は避けるべきです。

## A太さん夫婦が契約した保険

被保険者	保険種類	保障内容	保険料/月
A太さん	米ドル建終身保険	死亡保険金額：保険料払込満了60歳まで既払保険料相当額、60歳以降10万米ドル	147米ドル ※円換算した額
	変額保険(30年有期型)	死亡保険金額460万円、満期保険金額は運用実績に応じて変動する	10,000円
	終身医療保険	入院日額5,000円、手術、通院、介護一時金特約	2,740円/月 終身払い
	がん保険	入院・通院日額1万円、診断給付金50万円、放射線治療、先進医療特約付き	3,180円/月 終身払い
M美さん	終身医療保険	入院日額5,000円、手術、通院、介護一時金特約、女性疾病特約付き	2,620円/月 終身払い
	がん保険	入院・通院日額1万円、診断給付金50万円、放射線治療、先進医療特約付き	3,070円/月 終身払い
合計保険料			約36,310円 ※1ドル100円の場合

## 見直し後

A太さん	労組の組合員向け医療共済入院日額5,000円（がん・成人病入院日額1万円）、がん診断給付金50万円、先進医療通算無制限など	1,200円
M美さん	終身医療保険 入院日額5,000円、手術給付金、放射線治療特約など	1,210円
合計保険料		2,410円